

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和8年1月)

(解答あり)

【注意事項】

- 試験時間は、60分間です。
- 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
- 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
- 問題用紙は、持ち帰らないでください。
- 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
- 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。

※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から25までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（　　）内に記入しなさい。

1. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。（道路運送法第2条）

（　○　）

2. 一般貸切旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。（道路運送法第4条）

（　○　）

3. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金は、利用者との間の契約に基づき運送ごとに設定し、運送終了後に国に報告する必要がある。（道路運送法第9条の2）

（　×　）

4. 事業者は、旅客に対し収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。ただし、天災の場合はこの限りではない。（道路運送法第10条）

（　×　）

5. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。（道路運送法第12条）

（　○　）

6. 事業者は、いかなる場合でも、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。（道路運送法第14条）

（　×　）

7. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫の収容能力を15m²広くした場合、車庫の位置に変更が無ければ、事業計画の変更の手続きは必要がない。（道路運送法第15条）

（　×　）

8. 事業者は、災害の場合その他緊急を要するとき及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。 (道路運送法第21条)

(○)

9. 事業者は、事業用自動車の数が200両以上でなければ、安全統括管理者を選任する必要はない。 (道路運送法第22条の2)

(×)

10. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経験その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。 (道路運送法第25条)

(○)

11. 貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。 (道路運送法第29条)

(×)

12. 事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。 (道路運送法第30条)

(○)

13. 事業者は、無償である場合に限り、その名義を他人に利用させることができる。 (道路運送法第33条)

(×)

14. 事業者は、双方の合意があれば事業の譲渡及び譲受を行うことができ、その効力はすぐに生じる。 (道路運送法第36条)

(×)

15. 事業者は、その事業を休止、又は廃止したときは、その30日以内にその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 (道路運送法第38条)

(×)

16. 事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。 (道路運送法第40条)

(○)

17. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して6ヶ月間保存しなければならない。（運輸規則第3条）
(X)

18. 事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を公示した後でなければ、これを実施してはならない。（運輸規則第4条）
(O)

19. 事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。（運輸規則第15条）
(O)

20. 事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために旅客の運送を継続すること等適切な処置をしなければならない。（運輸規則第18条）
(O)

21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の業務を終了した運転者等に対して点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求めなければならない。（運輸規則第24条）
(O)

22. 事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき業務記録を6ヶ月間保存しなければならない。（運輸規則第25条）
(X)

23. 事業者は、運行ごとに、運行の開始及び終了の地点及び日時、運行に際して注意を要する箇所の位置など、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者等に適切な指示をし、携行させなければならない。（運輸規則第28条の2）
(O)

24. 事業者は、55才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。（運輸規則第38条）
(X)

25. 事業者の運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。（運輸規則第50条）
(O)

II. 次の各文中の（ ）の部分にあてはまる語句を下から選び、（ ）内に記号を入れて下さい。

26. 道路運送法は（シ）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の（オ）の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、（コ）を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって（ウ）を増進することを目的とする。

（道路運送法第1条）

- ア. 道路運送車両法 イ. 供給 ウ. 公共の福祉 エ. 道路交通法 オ. 需要
- カ. 事業者利益 キ. 道路運送車両法 ク. 旅客の利便 ケ. 貨物利用運送事業法
- コ. 輸送の安全 サ. 性別 シ. 貨物自動車運送事業法 ス. 年齢

27. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ウ）年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（道路運送法第8条）

- ア. 2 イ. 3 ウ. 5 エ. 6 オ. 10

28. 一般旅客自動車運送事業者は、（イ）の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。（道路運送法第15条）

- ア. 運行計画 イ. 事業計画 ウ. 運行回数

29. 一般旅客自動車運送事業者は、災害その他緊急を要する場合や国土交通大臣が認める場合等を除き、発地及び着地（ア）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く）をしてはならない。（道路運送法第20条）

- ア. のいずれもが イ. のどちらかが ウ. に關係なく

30. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の（ア）に努めなければならない。（道路運送法第22条）

- ア. 向上 イ. 維持 ウ. 確保

31. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の（イ）を受けなければならない。（道路運送法第35条）

- ア. 免許 イ. 許可 ウ. 認可

32. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、（ア）かつ懇切な取扱いをしなければならない。（運輸規則第2条）

- ア. 公平 イ. 親切 ウ. 丁寧

3 3. 旅客自動車運送事業者は、天災その他理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の（ア）に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。（運輸規則第20条）

ア. 乗務員等 イ. 旅客 ウ. 車両

3 4. 事業者は、事業用自動車の運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合は、当該自動車の瞬間速度、（エ）及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。（運輸規則第26条）

ア. 運行回数 イ. 瞬間出力 ウ. 運行系統 エ. 運行距離

3 5. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を（ア）選任しておかなければならない。（運輸規則第35条）

ア. 常時 イ. 必要に応じ ウ. 需要の繁閑に応じ エ. 隨時

3 6. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する（ウ）の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。（運輸規則第45条）

ア. 道路運送法 イ. 道路法 ウ. 道路運送車両法 エ. 道路交通法

3 7. 運転者の連続運転時間は（ウ）時間が限度である。（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条）

ア. 2 イ. 3 ウ. 4 エ. 5